揭示文書一覧(市長分)

令和7年11月12日

種別	番号	題 名	主管課
告示	556	指定居宅サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	557	指定介護予防サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	558	指定居宅サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	559	指定居宅介護支援事業者の廃止について	監査指導課
告示	560	指定介護予防サービス事業者の廃止について	監査指導課
公告	615	制限付一般競争入札について	健康教育課
公告	616	制限付一般競争入札について	健康教育課
公告	617	制限付一般競争入札について	健康教育課
公告	618	制限付一般競争入札について	健康教育課
公告	619	制限付一般競争入札について	健康教育課
公告	620	制限付一般競争入札について	健康教育課
公告	621	地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務委託に係る公募型プロ ポーザルの実施について	ひめじ創生戦略室

【閲覧用】 持ち帰り厳禁

姫路市告示第 556号令和 7年11月12日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により告示する。

1	事業者の名称	株式会社ミストラルサービス
	事業所の名称及び	訪問看護ルミナスメディカル姫路
	所在地	姫路市宮西町三丁目13番地
	指定年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	訪問看護
	事業所番号	2864091547
2	事業者の名称	株式会社ミストラルサービス
	事業所の名称及び	訪問介護ルミナス姫路
	所在地	姫路市宮西町三丁目13番地
	指定年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	訪問介護
	事業所番号	2874011618

姫路市告示第 557号令和 7年11月12日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

1	事業者の名称	株式会社ミストラルサービス
	事業所の名称及び	訪問看護ルミナスメディカル姫路
	所在地	姫路市宮西町三丁目13番地
	指定年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	介護予防訪問看護
	事業所番号	2864091547

姫路市告示第 558号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

指定居宅サービス事業者の廃止について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

1	事業者の名称	株式会社アンビス
	事業所の名称及び	医心館訪問看護ステーション姫路
	所在地	姫路市宮西町三丁目13番地
	廃止年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	訪問看護
	事業所番号	2864091521
2	事業者の名称	株式会社アンビス
	事業所の名称及び	医心館訪問介護ステーション姫路
	所在地	姫路市宮西町三丁目13番地
	廃止年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	訪問介護
	事業所番号	2874011592

姫路市告示第 559号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

指定居宅介護支援事業者の廃止について

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

1	事業者の名称	株式会社ライブシーク
	事業所の名称及び	ケアプランなごみ
	所在地	姫路市飾磨区三宅1丁目31番地
	廃止年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	居宅介護支援
	事業所番号	2874010008

姫路市告示第 560号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

指定介護予防サービス事業者の廃止について

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定による届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

1	事業者の名称	株式会社アンビス
	事業所の名称及び	医心館訪問看護ステーション姫路
	所在地	姫路市宮西町三丁目13番地
	廃止年月日	令和7年(2025年)11月 1日
	サービスの種類	介護予防訪問看護
	事業所番号	2864091521

姫路市公告第 615号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市立糸引小学校給食室調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 姫路市立糸引小学校給食室調理等業務
 - (2) 業務場所 姫路市立糸引小学校給食室
 - (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。
 - (4) 業務概要 姫路市立糸引小学校給食室における学校給食調理等業務及び当該業務に係る附帯業 務(詳細は、姫路市立糸引小学校給食室調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)
 - (5) 最低制限価格

のとおりとする。)

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成23年姫路市告示第408号) 第5項の規定に

より業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」 に登録がある者
- ウ 姫路市税 (納税義務がある場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞 納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
 - (ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
 - (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生 法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がなされ ていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申 立てがなされていない者
- カ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) と子会 社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一 方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社で ある場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員

- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- キ 令和2年4月1日以降に、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく義務 教育諸学校又は共同調理場において、元請として調理業務を2年以上履行した実績 を有する者
- ク 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でない者
- ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた 者でない者(当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面 等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。)
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年11月25日(火)まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。
	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031832.html)

- 4 入札参加申込及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次 号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出 し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日 以後に発行されたものの原本)
 - エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書(様式第3号)
 - 才 関連企業申告書(様式第4号)
 - (2) 入札参加申込の方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年11月25日(火)午後5時まで(郵送
	の場合は必着)
申込書の提出先	〒 670−8501
	姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所 北別館6階)
	姫路市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課(以下「健
	康教育課」という。)

(3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年 11月26日(水)を目途に、確認通知書により通知する。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年12月1日(月)正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又はメールにより、健康教育課(メールの場合の送信先:kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学

(1) 日時

健康教育課が指定する日

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年12月1日(月)正午までに現場見学申込書(様式第5号)をメールにて、健康教育課(送信先: kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。

- イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知 書を受領した者に限る。
- ウ 見学者は、現場見学当日、検便の検査結果(現場見学前2週間以内に実施したものに限る。)の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。
- エ 現場での資料配付及び質疑応答は行わないこと。
- オ 学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。
- カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書 (様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立糸引小学校給食室」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を 受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は、公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日か
	ら令和7年12月9日(火)午後5時まで
送信先	kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年12月11日(木)を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年12月15日(月)まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031832.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時		令和7年12月15日(月)午前10時00分
入札及	び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地
		姫路市役所 10階 第四会議室

- 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第5条の 規定を適用する。
 - (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委 任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届(様式第7号) を書面により健康教育課へ郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。) 又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

- カ 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の措置を講じたものに限る。)による契約(以下「電子契約」という。)の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を持参し、落札決定後に提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の 入札を除く。) の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する 誓約書を市長に提出しなければならない。

13 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入

札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

14 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること(公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること。)。 契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 予定価格は、非公表とする。
- (4) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (5) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。
- (8) 本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

姫路市公告第 616号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市立林田小学校給食室調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 姫路市立林田小学校給食室調理等業務
 - (2) 業務場所 姫路市立林田小学校給食室
 - (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。
 - (4) 業務概要

姫路市立林田小学校給食室における学校給食調理等業務及び姫路市立林田中学校配膳室における配膳業務並びに当該業務に係る附帯業務(詳細は、姫路市立林田小学校給食室調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。)

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成23年姫路市告示第408号) 第5項の規定に

より業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」 に登録がある者
- ウ 姫路市税 (納税義務がある場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞 納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- (ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生 法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がなされ ていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申 立てがなされていない者
- カ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) と子会 社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一 方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社で ある場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員

- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- キ 令和2年4月1日以降に、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく義務 教育諸学校又は共同調理場において、元請として調理業務を2年以上履行した実績 を有する者
- ク 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でない者
- ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた 者でない者(当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面 等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。)
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年11月25日(火)まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。
	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031828.html)

- 4 入札参加申込及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次 号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出 し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日 以後に発行されたものの原本)
 - エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書(様式第3号)
 - 才 関連企業申告書(様式第4号)
 - (2) 入札参加申込の方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年11月25日(火)午後5時まで(郵送
	の場合は必着)
申込書の提出先	〒 670−8501
	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 北別館6階
	姫路市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課(以下「健
	康教育課」という。)

(1) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年 11月26日(水)を目途に、確認通知書により通知する。

- (2) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (3) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年12月1日(月)正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又はメールにより、健康教育課(メールの場合の送信先:kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学

(1) 日時

健康教育課が指定する日

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年12月1日(月)正午までに現場見学申込書(様式第5号)をメールにて、健康教育課(送信先: kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。

- イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知 書を受領した者に限る。
- ウ 見学者は、現場見学当日、検便の検査結果(現場見学前2週間以内に実施したものに限る。)の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。
- エ 現場での資料配付及び質疑応答は行わないこと。
- オ 学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。
- カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書 (様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立林田小学校給食室」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を 受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は、公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日か
	ら令和7年12月9日(火)午後5時まで
送信先	kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年12月11日(木)を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年12月15日(月)まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031828.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年12月15日(月)午前10時20分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市役所 10階 第四会議室

- 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第5条の 規定を適用する。
 - (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委 任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届(様式第7号) を書面により健康教育課へ郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。) 又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

- カ 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の措置を講じたものに限る。)による契約(以下「電子契約」という。)の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を持参し、落札決定後に提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加資格を認められた者がした入札 札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の 入札を除く。) の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する 誓約書を市長に提出しなければならない。

13 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入

札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

14 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること(公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること。)。 契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 予定価格は、非公表とする。
- (4) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (5) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。
- (8) 本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

姫路市公告第 617号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市立大津小学校給食室調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 姫路市立大津小学校給食室調理等業務
 - (2) 業務場所 姫路市立大津小学校給食室
 - (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。
 - (4) 業務概要 姫路市立大津小学校給食室における学校給食調理等業務及び当該業務に係る附帯業 務(詳細は、姫路市立大津小学校給食室調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)
 - (5) 最低制限価格

のとおりとする。)

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成23年姫路市告示第408号) 第5項の規定に

より業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」 に登録がある者
- ウ 姫路市税 (納税義務がある場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞 納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- (ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生 法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がなされ ていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申 立てがなされていない者
- カ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) と子会 社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一 方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社で ある場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員

- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- キ 令和2年4月1日以降に、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく義務 教育諸学校又は共同調理場において、元請として調理業務を2年以上履行した実績 を有する者
- ク 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でない者
- ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた 者でない者(当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面 等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。)
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年11月25日(火)まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。
	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031829.html)

- 4 入札参加申込及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次 号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出 し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日 以後に発行されたものの原本)
 - エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書(様式第3号)
 - 才 関連企業申告書(様式第4号)
 - (2) 入札参加申込の方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年11月25日(火)午後5時まで(郵送
	の場合は必着)
申込書の提出先	〒 670−8501
	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 北別館6階
	姫路市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課(以下「健
	康教育課」という。)

(3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年 11月26日(水)を目途に、確認通知書により通知する。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年12月1日(月)正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又はメールにより、健康教育課(メールの場合の送信先: kyo-kyuushoku@city. himeji. lg. jp)に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学

(1) 日時

健康教育課が指定する日

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年12月1日(月)正午までに現場見学申込書(様式第5号)をメールにて、健康教育課(送信先: kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。

- イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知 書を受領した者に限る。
- ウ 見学者は、現場見学当日、検便の検査結果(現場見学前2週間以内に実施したものに限る。)の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。
- エ 現場での資料配付及び質疑応答は行わないこと。
- オ 学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。
- カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書 (様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立大津小学校給食室」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を 受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は、公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日か
	ら令和7年12月9日(火)午後5時まで
送信先	kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年12月11日(木)を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年12月15日(月)まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031829.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年12月15日(月)午前10時40分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市役所 10階 第四会議室

- 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第5条の 規定を適用する。
 - (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委 任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届(様式第7号) を書面により健康教育課へ郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。) 又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

- カ 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の措置を講じたものに限る。)による契約(以下「電子契約」という。)の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を持参し、落札決定後に提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の 入札を除く。) の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する 誓約書を市長に提出しなければならない。

13 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入

札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

14 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること(公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること。)。 契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 予定価格は、非公表とする。
- (4) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (5) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。
- (8) 本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

姫路市公告第 618号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市立津田小学校給食室調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 姫路市立津田小学校給食室調理等業務
 - (2) 業務場所 姫路市立津田小学校給食室
 - (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。
 - (4) 業務概要 姫路市立津田小学校給食室における学校給食調理等業務及び当該業務に係る附帯業 務(詳細は、姫路市立津田小学校給食室調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)
 - (5) 最低制限価格

のとおりとする。)

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成23年姫路市告示第408号) 第5項の規定に

より業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」 に登録がある者
- ウ 姫路市税 (納税義務がある場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞 納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- (ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生 法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がなされ ていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申 立てがなされていない者
- カ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) と子会 社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一 方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社で ある場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員

- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- キ 令和2年4月1日以降に、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく義務 教育諸学校又は共同調理場において、元請として調理業務を2年以上履行した実績 を有する者
- ク 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でない者
- ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた 者でない者(当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面 等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。)
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年11月25日(火)まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。
	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031830.html)

- 4 入札参加申込及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次 号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出 し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日 以後に発行されたものの原本)
 - エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書(様式第3号)
 - 才 関連企業申告書(様式第4号)
 - (2) 入札参加申込の方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年11月25日(火)午後5時まで(郵送
	の場合は必着)
申込書の提出先	〒 670−8501
	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 北別館6階
	姫路市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課(以下「健
	康教育課」という。)

(3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年 11月26日(水)を目途に、確認通知書により通知する。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年12月1日(月)正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又はメールにより、健康教育課(メールの場合の送信先:kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学

(1) 日時

健康教育課が指定する日

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年12月1日(月)正午までに現場見学申込書(様式第5号)をメールにて、健康教育課(送信先: kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。

- イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知 書を受領した者に限る。
- ウ 見学者は、現場見学当日、検便の検査結果(現場見学前2週間以内に実施したものに限る。)の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。
- エ 現場での資料配付及び質疑応答は行わないこと。
- オ 学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。
- カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書 (様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立津田小学校給食室」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を 受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は、公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日か
	ら令和7年12月9日(火)午後5時まで
送信先	kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年12月11日(木)を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年12月15日(月)まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031830.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年12月15日(月)午前11時00分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市役所 10階 第四会議室

- 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第5条の 規定を適用する。
 - (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委 任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届(様式第7号) を書面により健康教育課へ郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。) 又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

- カ 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の措置を講じたものに限る。)による契約(以下「電子契約」という。)の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を持参し、落札決定後に提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の 入札を除く。) の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する 誓約書を市長に提出しなければならない。

13 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入

札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

14 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること(公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること。)。 契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 予定価格は、非公表とする。
- (4) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (5) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。
- (8) 本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

姫路市公告第 619号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市立勝原小学校給食室調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 姫路市立勝原小学校給食室調理等業務
 - (2) 業務場所 姫路市立勝原小学校給食室
 - (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

 - (5) 最低制限価格

のとおりとする。)

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成23年姫路市告示第408号) 第5項の規定に

より業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」 に登録がある者
- ウ 姫路市税(納税義務がある場合に限る。以下同じ。)、消費税及び地方消費税並びに 法人税に滞納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- (ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
 - (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生 法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がなされ ていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申 立てがなされていない者
- カ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) と子会 社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員

- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- キ 令和2年4月1日以降に、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく義務 教育諸学校又は共同調理場において、元請として調理業務を2年以上履行した実績 を有する者
- ク 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でない者
- ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた 者でない者(当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面 等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。)
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年11月25日(火)まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。
	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031831.html)

- 4 入札参加申込及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次 号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出 し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日 以後に発行されたものの原本)
 - エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書(様式第3号)
 - 才 関連企業申告書(様式第4号)
 - (2) 入札参加申込の方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年11月25日(火)午後5時まで(郵送
	の場合は必着)
申込書の提出先	〒 670−8501
	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 北別館6階
	姫路市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課(以下「健
	康教育課」という。)

(3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年 11月26日(水)を目途に、確認通知書により通知する。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年12月1日(月)正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又はメールにより、健康教育課(メールの場合の送信先: kyo-kyuushoku@city. hime ji. lg. jp)に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学

(1) 日時

健康教育課が指定する日

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年12月1日(月)正午までに現場見学申込書(様式第5号)をメールにて、健康教育課(送信先: kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。

- イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知 書を受領した者に限る。
- ウ 見学者は、現場見学当日、検便の検査結果(現場見学前2週間以内に実施したものに限る。)の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。
- エ 現場での資料配付及び質疑応答は行わないこと。
- オ 学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。
- カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書 (様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立勝原小学校給食室」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を 受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は、公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日か
	ら令和7年12月9日(火)午後5時まで
送信先	kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年12月11日(木)を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年12月15日(月)まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031831.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年12月15日(月)午前11時20分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市役所 10階 第四会議室

- 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第5条の 規定を適用する。
 - (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委 任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届(様式第7号) を書面により健康教育課へ郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。) 又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

- カ 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の措置を講じたものに限る。)による契約(以下「電子契約」という。)の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を持参し、落札決定後に提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の 入札を除く。) の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する 誓約書を市長に提出しなければならない。

13 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入

札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

14 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること(公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること。)。 契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 予定価格は、非公表とする。
- (4) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (5) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。
- (8) 本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

姫路市公告第 620号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市立白鷺小中学校(前期課程)給食室調理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名

姫路市立白鷺小中学校(前期課程)給食室調理等業務

(2) 業務場所 姫路市立白鷺小中学校(前期課程)給食室

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※契約日から令和8年3月31日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

(4) 業務概要

姫路市立白鷺小中学校(前期課程)給食室における学校給食調理等業務及び当該業務に係る附帯業務(詳細は、姫路市立白鷺小中学校(前期課程)給食室調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。)

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について (平成23年姫路市告示第408号) 第5項の規定に

より業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

- ア 法人格を有する者
- イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「給食サービス」 に登録がある者
- ウ 姫路市税(納税義務がある場合に限る。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞 納がない者
- エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- (ア) 姫路市登録業者指名停止期間措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者
- (イ) 指名停止の措置要件に該当しない者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る会社更生 法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がなされ ていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申 立てがなされていない者
- カ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。) と子会 社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 - a 組合とその組合員

- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合
- キ 令和2年4月1日以降に、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく義務 教育諸学校又は共同調理場において、元請として調理業務を2年以上履行した実績 を有する者
- ク 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により営業の許可を取り消され、 当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でない者
- ケ 公告の日から過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けた 者でない者(当該処分を受けた者であっても、処分後の対応及び改善策に関する書面 等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。)
- 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和7年11月25日 (火) まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。
	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028713.html)

- 4 入札参加申込及び入札参加資格の審査
 - (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次 号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出 し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書(公告日 以後に発行されたものの原本)
 - エ 第2項第3号キに規定する業務実績調書(様式第3号)
 - 才 関連企業申告書(様式第4号)
 - (2) 入札参加申込の方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告の日から令和7年11月25日(火)午後5時まで(郵送
	の場合は必着)
申込書の提出先	〒 670−8501
	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 北別館6階
	姫路市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課(以下「健
	康教育課」という。)

(3) 姫路市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年 11月26日(水)を目途に、確認通知書により通知する。

- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年12月1日(月)正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又はメールにより、健康教育課(メールの場合の送信先: kyo-kyuushoku@city. himeji. lg. jp)に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

5 現場見学

(1) 日時

健康教育課が指定する日

(2) 留意事項

ア 希望者は、令和7年12月1日(月)正午までに現場見学申込書(様式第5号)をメールにて、健康教育課(送信先: kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp)に提出すること。

- イ 現場見学を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知 書を受領した者に限る。
- ウ 見学者は、現場見学当日、検便の検査結果(現場見学前2週間以内に実施したものに限る。)の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。
- エ 現場での資料配付及び質疑応答は行わないこと。
- オ 学校内では、姫路市担当者の指示に従うこと。
- カ 現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

6 質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質問書 (様式第6号)に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称とした上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質問書 姫路市立白鷺小中学校(前期課程)給食室」とすること。

なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を 受領した者に限る。

また、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。さらに、質問者名は、公表しない。

質問受付期間	入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した日か
	ら令和7年12月9日(火)午後5時まで
送信先	kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp
質問回答を示す場所	令和7年12月11日(木)を目途に市ホームページに掲載する。

7 業務概要を示す期間及び場所

業務概要を示す期間	公告の日から令和7年12月15日(月)まで
業務概要を示す場所	(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028713.html)

8 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年12月15日(月)午前11時40分
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地
	姫路市役所 10階 第四会議室

- 9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第5条の 規定を適用する。
 - (2) 契約時に必要となる保証金については、姫路市契約規則第29条の規定を適用する。

10 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委 任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届(様式第7号) を書面により健康教育課へ郵送(書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。) 又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、参加辞退届を撤回することはできない。

- カ 契約の締結に当たり、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の措置を講じたものに限る。)による契約(以下「電子契約」という。)の締結を希望する場合は、指定の様式による電子契約利用申込書を持参し、落札決定後に提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
 - ウ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
 - エ 消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を入札書に記載すること。
 - オ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を順守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札(前号により無効となった場合の 入札を除く。) の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の指名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

12 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する 誓約書を市長に提出しなければならない。

13 再度入札に関する事項

(1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入

札を行う。再度入札の回数は、2回とする。

(2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

14 その他

- (1) 第2項に規定する参加資格の要件を満たす業務代行保証人を確保すること(公益財団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業又はこれと同等の保証事業等への加入でも可とし、その場合は、加入証書等の写しを提出すること。)。 契約時に業務代行保証人の確保ができない場合は、落札決定の次順位の者と当該契約を締結するものとする。
- (2) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (3) 予定価格は、非公表とする。
- (4) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (5) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約の締結について、電子契約により契約を締結することができる。
- (8)本業務の契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

姫路市公告第 621号令和 7年11月12日

姫路市長 清元秀泰

地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務委託に係る公募型プロ ポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

- 1 プロポーザルに付する事項
 - (1) 業務名 地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務委託
 - (2) 業務の概要

ひめじ大会議で発露された市民意見をもとに、インフルエンサーが本市の多彩な魅力について発信することで、本市の魅力に関する情報発信を目にする頻度を増加させるとともに、インフルエンサーを含む担い手を対象とした交流イベントを開催することで、担い手同士の共創や新たな担い手を生み出し、情報発信を増加させるもの。

(3) 業務期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

- (4) 提案上限金額
 - 5,000千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 2 プロポーザルの実施
 - (1) 本件は、地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032140.html)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市政策局ひめじ創生戦略室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話:079-221-2833